

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における売買、賃貸及び請負その他の契約に関する事務の取扱いについては、国立大学法人大分大学契約事務取扱規程（平成16年規程第54号。以下「規程」という。）その他関係法令等に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「契約事務」とは、契約担当役及び分任契約担当役（以下「契約担当役等」という。）の所掌する事務をいう。

2 契約担当役等は、収入の原因となる契約及び支出の原因となる契約を行う。

(契約事務)

第3条 契約担当役等の所掌に係る事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品の調達及び役務に関する契約事務
 - (2) 物品の貸付けに関する契約事務
 - (3) 受託研究及び共同研究における外部資金に係る契約事務
 - (4) 財産の売払い及び貸付け並びに特許権等の使用並びに財産の贈与契約事務
 - (5) 財産の無償借り上げ契約事務
 - (6) 不動産の購入及び借入れ契約事務
 - (7) 図書を購入等に係る契約事務
 - (8) 各種工事及び施設・設備に係る保守契約等事務
 - (9) その他契約担当役等が必要と認める契約事務
- 2 国立大学法人大分大学会計事務取扱規程（平成16年規程第50号。以下「会計事務取扱規程」という。）第2条別表第2に規定する入札執行に関する事務を命じられた者は、競争入札を実施したときは、当該入札の結果を契約担当役等に報告するものとする。
- 3 一般競争又は指名競争に付そうとするときは、所定の入札執行伺を作成するものとする。
- 4 随意契約によろうとするときにおいて、次の各号に該当する場合には、所定の契約伺を作成するものとする。
- (1) 契約書を作成する契約
 - (2) 単価契約及び後納契約
 - (3) 工事の設計外注に係わるもの
 - (4) 交換契約
 - (5) 売払契約、貸付契約及び無償契約
 - (6) その他契約担当役等が必要と認める契約
- 5 契約の相手方及び条件等が決定したときは、所定の契約決議書を作成し、会計事務取扱規程第8条に規定する伝票及び証憑を添付の上、決裁を受けるものとする。この場合において、当該決議書に振替伝票と同一の内容が含まれるときは、伝票の添付を省略することができるものとする。
- 6 前項の契約決議書のうち、支出契約に関する決議書は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 支出契約決議書
 - (2) 支出決議書
 - (3) 即支出決議書
 - (4) 支出契約兼支出決議書
- 7 支出契約を締結するときは、支出契約決議書を作成の上、契約担当役の承認を得るものとする。

- 8 受入の場合は、支出決議書を作成の上、契約担当役の検査を受けることとし、及びその支出に当たり、出納命令役の承認を得るものとする。この場合において、支出の形態が前払金及び仮払金のときは、支出契約兼支出決議書を作成し、契約担当役による契約の承認及び出納命令役による支出の承認を得るものとする。
- 9 次の各号に該当する場合は、受入後に即支出決議書を作成し、契約担当役による契約の承認及び検査並びに出納命令役による支出の承認を同時に得ることができるものとする。
- (1) 1件当たり100万円未満の契約
 - (2) 単価契約
 - (3) 後納契約
 - (4) 長期継続契約
- 10 第4項に規定する契約伺及び第16条に規定する入札結果一覧表により決裁を受けた場合は、第6項第1号に規定する支出契約決議書の決裁を省略することができるものとする。

(一般競争入札の再度公告)

第4条 契約担当役等は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、規程第9条の公告の期間を5日まで短縮することができる。

(指名競争に関する規定の準用)

第5条 規程第6条から第8条、第12条から第25条まで及び第27条から第30条までの規定は、指名競争に準用する。

(指名競争における指名替)

第6条 契約担当役等は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、規程第6条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

(予定価格調書等の作成)

- 第7条 契約担当役等は、次の各号に規定する契約をするときは、所定の予定価格調書及びその算出を明らかにした書類を作成するものとする。ただし、法令に基づいて取引価額(料金)が定められているもの、特別な事由により特定の取引価額(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる随意契約によるものは、省略することができる。
- (1) 工事及び工事の設計外注並びに物品の製造、修理で予定価格が500万円以上のもの
 - (2) 物品の購入で予定価格が500万円以上のもの
 - (3) 物品の売払いで予定価格100万円以上のもの
 - (4) 物品の借入れで年額又は総額の予定価格が500万円以上のもの
 - (5) 物品の貸付けで年額又は総額の予定価格が100万円以上のもの
 - (6) 前各号以外の契約で予定価格が500万円以上のもの
- 2 契約担当役等は、前項において予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、その算出基礎を明らかにした書類を作成するものとする。

(見積書等の取扱い)

- 第8条 契約担当役等は、次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。ただし、契約担当役等が必要と認める場合は、口頭照会による見積合せ又は市場価格調査等の結果を記録し、契約の相手方となる者からは見積書を徴取するものとする。
- (1) 第7条第1項ただし書に規定するもの
 - (2) 30万円未満の軽微な修繕又は通信運搬費
 - (3) その他、商取引上慣例的に見積書が発行されない取引
- 2 契約担当役等は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、その他の理由により見積合せ

によることなく契約の相手方を決定しようとするときはその理由書又は関係書類を徴取するものとする。ただし、予定価格が100万円を超えないものについてはこの限りでない。

(請書の徴取)

第9条 契約担当役等は、契約書の作成を省略した場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため必要と認めるときは、請書を徴取するものとする。

(設計図書又は仕様書の作成)

第10条 工事並びに物品の製造及び修理等で、予定価格が300万円以上の契約については、あらかじめ設計図書又は仕様書を作成しなければならない。ただし、予定価格が300万円未満のものについても、必要に応じ図面又は仕様書を作成するものとする。

(工事費内訳明細書及び工程表)

第11条 文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号。以下「訓令」という。)第21条に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、次の各号に掲げる場合は省略することができる。

- (1) 工事費内訳明細書は、工事期間が12月を超えないもの
- (2) 工程表は、工事期間が3月を超えないもの

(製造費内訳書)

第12条 訓令第27条に規定する製造費内訳書は、次の各号に掲げる場合は省略することができる。

- (1) 随意契約によった場合で、請負者から提出された見積書に製造に要する経費の内訳が詳細に記入されているもの
- (2) 製造完成期間が3月を超えないもの

(指示連絡書の記録)

第13条 監督職員は、工事又は製造等について、請負契約の適正な履行を確保するため請負者に対し指示(工事)連絡を行う場合は、所定の指示連絡書を備え記録しなければならない。

(仕様策定、機種選定及び技術審査について)

第14条 大型設備(「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)が適用される設備の調達」をいう。)の調達に係る仕様策定等は別に定める。

(寄附申込書の徴取)

第15条 贈与契約を締結しようとするときは、あらかじめ寄附申込書を徴するものとする。

(入札結果一覧表の作成)

第16条 一般競争契約及び指名競争契約については、入札結果一覧表を作成しなければならない。

(関税免税物品購入資格証明伺書の作成)

第17条 学術研究用及び教育用に使用する物品で外国から購入する場合は、物品の関税免税物品購入資格証明等の伺書を作成し、学長の決裁を受けなければならない。

(現物支給調書の作成)

第18条 工事及び製造等の契約で現物を支給するときは、現物支給調書を作成しなければならない。

(検査調書の作成)

第19条 会計事務取扱規程第2条別表第2に規定する検査調書の作成に関する事務を命じられ

た者は、検査を完了した場合は所定の検査調書を作成するものとする。

(競争参加者の資格認定)

第20条 規程第6条の資格を有するもの以外の者で、競争に加わろうとする者から競争参加の資格審査について申請を受けたときは、統一資格及び文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

(指名審査員及び競争参加資格等審査委員会)

第21条 指名競争参加者の資格を審査する場合及び指名競争に参加する者を指名しようとする場合において意見を述べる職員は、別に定める。

(雑則)

第22条 この細則に定めるもののほか、契約事務の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則 (平成16年細則第24号)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年細則第40号)

この細則は、平成16年11月8日から施行する。

附 則 (平成18年細則第22号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年細則第8号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年細則第24号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。